

# 令和4年度 周船寺小学校いじめ防止基本方針

## いじめの防止等のための取り組みに係る達成目標

前期4月当初に生徒指導計画といじめ防止基本方針を共通理解し、後期に学校いじめ防止対策委員会の取り組み内容をふり返り、年度末3月に次年度のいじめ防止基本方針の提案を行う。

## 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。
- (4) いじめの未然防止・早期発見・早期対応につとめ、児童の小さな兆候・サインを見逃さない迅速な対応を行う。
- (5) いじめの早期解決のために、学校内だけでなく保護者・地域・関係各機関、福岡市教育委員会との連携を図りながら、その解決にあたる。

### <周船寺小いじめゼロ宣言>

- ・すせんじっ子は、相手がしてほしくないことは絶対にしません。
- ・ふわふわ言葉で一人ひとりの友達を大切にします。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
  - 学校におけるいじめを生まない独自の取組（「ふわふわ言葉の推進」など）の実施を一層促進する。
  - 児童が自尊感情を高め、相手を尊重する態度を培うことができるように、教職員がその「場づくり」を行う。
  - 「生活アンケート」等を月に1回実施し、必要に応じて個別面談を行う。
  - Q-Uアンケート等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uアンケートにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
  - 「校内いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導體制の整備等の取組を推進する。
  - 児童会を中心として、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、「いじめゼロプロジェクト」の取り組みを行う。代表委員会で具体的な取り組みを考え、強化月間を設けて実施する。

(2) 地域・家庭，関係機関との積極的連携

保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図り，校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議，学校警察連絡協議会等を活用する。

### 3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委）の活用に一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

### 4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会生徒指導課に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。同時に，加害児童が抱える問題や背景を的確に捉え，その解決を図る。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会生徒指導課と連携し，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

### 5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

### 6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会生徒指導課と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，より適切な指導ができるよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後，事例検討会において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。

- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

## 7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) いじめ防止基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) いじめ防止基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを周船寺小学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

- (1) 組織の名称・役割
- 名称  
周船寺小学校いじめ防止対策委員会
  - 役割
    - ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正  
いじめの相談・通報の窓口
    - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
    - ・学校における、いじめであるかどうかの判断
    - ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等
- (2) 組織の構成（別添資料1参照）

## 9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- (1) 組織の名称と役割
- 名称  
周船寺小学校いじめ防止対策委員会
  - 役割
    - ・重大事態の発生について教育委員会への報告
    - ・重大事態に係る事実関係の調査
    - ・再発防止策の提言
    - ・調査結果を教育委員会に報告
    - ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供
- (2) 組織の構成員  
校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，養護教諭，人権教育担当，  
該当学年主任，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー  
PTA会長，青少年健全育成連絡協議会代表，子ども会育成連合会代表，  
主任児童委員，スクールサポーター，公民館長

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート	D	いじめ防止基本方針作成提出 校内研修（いじめ防止） 校内いじめ防止対策委員会	P D D	
5	学校生活アンケート Q-Uアンケート	D D	家庭訪問 校内いじめ防止対策委員会	D D	
6	学校生活アンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 周船寺小いじめ防止対策委員会	D DC DC	
7	児童会による取り組み いじめゼロ取り組み月間 学校生活アンケート	PD D	校内いじめ防止対策委員会	D	
8			校内いじめ防止対策委員会 校内研修（Q-U事例検討会） 前期前半の反省	D CA CA	
9	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
10	学校生活アンケート 「いじめゼロサミット2022」 参加	D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	学校生活アンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
12	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 周船寺小いじめ防止対策委員会	D C C	
1	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	学校生活アンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
3	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・年間の反省・確認 学校サポーター会議 周船寺小いじめ防止対策委員会	D CA C C	